

兵庫県中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「兵庫県就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「兵庫県 PF」という。）を設置し、官民が協働して兵庫県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、兵庫県 PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓けるための支援に取り組んでいく。これに伴い、兵庫県 PF については「兵庫県中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「兵庫県協議会」という。）と名称を改めることとする。

兵庫県協議会においては、中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

構成員は、別表に掲げる機関・団体のとおりとする。

その他、効果的な支援のために必要と考えられる機関・団体等については、参画を求めることができる

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関・支援機関等

①兵庫労働局（職業安定部）

- ・兵庫県協議会取りまとめ共同事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（主担当）
- ・事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知広報

②兵庫県（産業労働部）

- ・兵庫県協議会取りまとめ共同事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定取りまとめ（副担当）
- ・事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知広報

③兵庫県（福祉部）

- ・市町村ＰＦとの連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村ＰＦと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報
- ・孤独・孤立対策事業に関する全体調整

④神戸市・宝塚市

- ・各種支援策の周知広報

⑤就労等支援機関（ハローワーク、機構、都道府県の就労等支援機関など）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

⑥地方関係機関（近畿経済産業局）

- ・各種支援策の周知広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 兵庫県協議会における取組事項

次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

兵庫県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の３類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある方

（正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など）

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

（統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など）

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(ひきこもり状態にある方、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方(※))

(※) その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、K P I (当該目標の進捗を毎年度当該地域で把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、事業実施計画を策定する。

③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村 P F との連携

兵庫県協議会は、市町村 P F の事務局と連絡調整を図り、市町村 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・ 都道府県レベルの経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
 - ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
 - ・ 都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援
- 等の要請に対応するとともに、市町村 P F の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

(1) 兵庫県協議会に座長を置き、兵庫労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

(2) 上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

兵庫県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

令和8年4月1日改定

(別 表)

兵庫県中高年世代活躍応援プロジェクト協議会 構成員

区 分	構 成 員 (機関・団体名)
労働団体	日本労働組合総連合会兵庫県連合会
経済団体	一般社団法人兵庫県経営者協会
	兵庫県商工会議所連合会
	兵庫県商工会連合会
	兵庫県中小企業団体中央会
	一般財団法人兵庫県雇用開発協会
支援機関	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部
	一般社団法人キャリアエール
	認定特定非営利活動法人コムサロン21
市町	神戸市経済観光局経済政策課
	宝塚市産業文化部商工勤労課
行政機関	近畿経済産業局地域経済部地域連携推進課
	兵庫県福祉部地域福祉課
	兵庫県産業労働部
	兵庫労働局職業安定部